

## 会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 平成29年9月12日(火) 開会 午後 1時00分

閉会 午後 3時02分

出席者 委 員 委員長 大谷好一  
針谷正夫 氏家晃 長 芳孝  
入野登志子 大武真一 岡 賢治  
高岩義祐  
議 長 海老原恵子  
傍聴者 茂呂健市 青木一男 広瀬昌子  
小久保かおる 古沢ちい子 白石幹男  
関口孫一郎 大阿久岩人 大川秀子  
千葉正弘 永田武志 小堀良江  
梅澤米満 中島克訓 福田裕司

---

事務局職員 事務局長 稲葉隆造 議事課長 金井武彦  
主 査 中野宏仙 主 任 岩川成生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

参事兼道路河川整備課長	田	中	良	一
道路河川維持課長	河	田	正	雄
土木管理課長	田	中		修
公園緑地課長	齊	藤	昌	巳
下水道業務課長	寺	内	国	雄
下水道建設課長	益	田	弘	之
水道業務課長	高	橋	礼	子
都市計画課長	深	津		悟
市街地整備課長	石	塚	昌	平
住宅課長	大	野	和	久
建築課長	柿	沼	宏	和

平成29年第3回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

平成29年9月12日 午後1時開議 全員協議会室

日程第1 認定第1号 平成28年度栃木市一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取

日程第2 認定第6号 平成28年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の説明聴取

日程第3 認定第7号 平成28年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の説明聴取

日程第4 認定第9号 平成28年度栃木市水道事業会計決算の説明聴取

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（大谷好一君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午後 1時00分）

---

◎議事日程の報告

○委員長（大谷好一君） 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

各会計の決算につきましては、9月20日開催の常任委員会でのスムーズな審査のため、あらかじめ決算概要の説明聴取をお願いしたいというものであります。

また、本日の説明に際しましては、さきに開催した議員全員協議会で報告した事業並びに説明欄の金額の読み上げを省略いたしまして、決算概要の説明のみといたします。

質疑等審査については、9月20日開催の常任委員会においてお願いしたいと思いますので、ご了承願います。

---

◎認定第1号の上程、説明

○委員長（大谷好一君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、認定第1号 平成28年度栃木市一般会計歳入歳出決算の所管関係部分の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。なお、説明は座ったままで結構です。

柿沼建築課長。

○建築課長（柿沼宏和君） よろしくお願いたします。済みません。着席しての説明でよろしいということで、では、平成28年度栃木市一般会計歳入歳出決算書の歳出の所管関係部分につきましてご説明いたします。

196、197ページをお開きください。2款1項5目についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。上から3行目の長期営繕計画策定事業費につきましては、市有建築物の保全情報システム利用料であります。

続きまして、256、257ページをお開きください。4款1項3目についてご説明いたします。備考欄5行目の水道事業会計補助金につきましては、大平町北武井地区の簡易水道設備整備事業に対する繰出金及び水道事業職員の児童手当に対する繰出金が主なものであります。

次のページをお開きください。4款1項5目についてご説明いたします。次のページをお開きください。備考欄1行目の4款1項3目への流用につきましては、合併処理浄化槽設置補助事業費の負担金補助及び交付金から聖地公園管理基金積立金への流用であります。

次に、上から10行目の合併処理浄化槽設置補助事業費につきましては、公共下水道認可区域外及び農業集落排水処理区域外で専用住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする者からの申請に基づき、設置費用の一部を助成するものであります。また、浄化槽を設置しようとするもので放流先がなく、設置内処理装置をあわせて設置するものや単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽へ切り替えを行うものに対し、その設置費用や撤去費用の一部を補助するものであります。

続きまして、274、275ページをお開きください。6款1項5目についてご説明いたします。備考欄1行目の農業集落排水特別会計繰出金につきましては、一般会計から農業集落排水特別会計へ充当した繰出金であります。

続きまして、294、295ページをお開きください。8款1項1目についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。4事業飛びまして、バリアフリー推進事業費につきましては、栃木市バリアフリー特定事業計画に基づき印刷した栃木市バリアフリーマップの印刷製本費であります。

続きまして、2目について説明いたします。右の備考欄をごらんください。1行目の狭あい道路整備補助金につきましては、建築確認申請を提出する際の狭あい道路拡幅整備に伴う分筆測量費用及び塀等工作物の撤去費用に対する補助金であります。

次の建築指導事業費につきましては、建築確認共用データベース利用料、木造住宅耐震診断費補助金及び耐震改修費等補助金であります。

次の建築確認台帳等電子化事業費につきましては、アスベスト対策にかかわる既存建築物の建築計画概要書等の電子データ作成業務委託料であります。

次のページをお開きください。続きまして、2項1目についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。上から3行目の道路河川維持課一般経常事務費につきましては、道路の破損等の監視、調査を行います臨時職員2名分の賃金が主なものであります。

次の道路台帳整備委託費につきましては、道路改良工事を実施した箇所等の道路台帳補正や境界協定書等の道路管理データ作成の業務委託料であります。

続きまして、2項2目についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。1行目の市道維持管理費につきましては、側溝清掃や草刈り等の道路補修作業員延べ1,680人分の賃金、自治会において道路清掃等を実施した団体に対する道路愛護作業員報償金、市道等において市の過失により発生した事故に対して被害者へ賠償するための道路賠償責任保険料及び道路等のアダプト制度に登録したボランティア団体の清掃活動に対する傷害保険料、樹木管理業務、新栃木駅、栃木駅の連絡通路や駅前広場の清掃業務等の道路管理等委託料、市道補修用資材費及び交通安全施設補修用資材費が主なものであります。

次のページをお開きください。次の市道各号線道路維持補修事業費（栃木）につきましては、万町地内市道A41号線の側溝打替工事費であります。

次の市道各号線道路維持補修事業費（大平）につきましては、大平町富田地内市道O26号線舗装

補修工事費であります。

次の市道各号線舗装補修事業費（栃木）につきましては、万町地内市道A41号線舗装打替工事費、樋ノ口町地内市道B1号線舗装補修工事費、大皆川町地内市道14223号線舗装補修工事費及び細堀町地内市道13108号線舗装補修工事費並びに惣社町地内市道B304号・B305号線舗装補修工事費請負費の繰り越し分であります。

次の市道各号線舗装補修事業費（藤岡）につきましては、藤岡町富吉地内市道F8号線及び藤岡町下宮地内市道33173号線の舗装補修工事費であります。

次の市道各号線舗装補修事業費（都賀）につきましては、都賀町家中地内市道T9号線舗装補修工事費及び都賀町大橋地内市道T③—187号線舗装補修工事費であります。

次の市道各号線交通安全施設整備事業費につきましては、交通の安全を確保するため防護柵設置や区画線設置等の工事費のほか、片柳町1丁目地内市道201号線の自転車専用レーン薄層カラー舗装工事費が主なものであります。

次の通学路安全施設整備事業費につきましては、市内通学路の安全を確保するため、入舟町地内市道11106号線ほか1路線の薄層カラー舗装工事費のほか、区画線設置や防護柵設置等の工事費が主なものであります。

次の舗装修繕事業費につきましては、都賀町家中地内市道T①—277号線の舗装修繕工事費であります。

次の道路付属物点検事業費につきましては、道路照明等点検業務委託料が主なものであります。

次の電柱移設等事業費につきましては、大平町川連地内の市道の通行に支障のある電柱1本の移設補償金であります。

次の土木施設管理事業費につきましては、大平町牛久地内の道路排水構造物の用地を取得するための測量委託料及び用地購入費、また栃木駅の南北連絡通路のベンチ設置工事費であります。

○委員長（大谷好一君） 田中道路河川整備課長。

○参事兼道路河川整備課長（田中良一君） 続きまして、3目についてご説明いたします。次のページをお開きください。

3行目の市道各号線道路改良事業費（栃木）につきましては、岩出町地内の市道D73号線の道路拡幅工事費及び柏倉町地内の市道D135号線の道路拡幅工事費及び市道各号線道路拡幅工事費が主なものであります。

次の市道各号線道路改良事業費（都賀）につきましては、都賀富張地内市道T②—143号線の側溝整備等工事費が主なものであります。

次の市道各号線道路改良事業費（西方）につきましては、西方金崎地内市道N3215号線の測量設計等委託料が主なものであります。

次の市道209号線道路改良事業費（栃木平井町）につきましては、道路用地159平方メートルの用

地購入費及び支障建物等2件の物件移転等補償金が主なものであります。

次に、1事業飛びまして市道114号線道路改良事業費（栃木吹上町・宮町・皆川城内町）につきましては、延長261メートル、幅員11メートルの市道拡幅工事費及び支障工作物等6件の物件移転等補償金であります。

次の市道A1号線交通安全施設整備事業費（栃木入舟町）につきましては、道路用地31平方メートルの用地購入費及び支障建物等2件の物件移転等補償金が主なものであります。

次のT56号線合戦場工区道路改良事業費（都賀合戦場）につきましては、道路用地76平方メートルの用地購入費が主なものであります。

次に、2事業飛びまして市道F1-15号線外道路改良事業費（藤岡新井新田）につきましては、延長125.7メートル、幅員4メートルの市道拡幅工事費であります。

次の市道O-205号線道路改良事業費（大平下皆川）につきましては、延長95.6メートル、幅員9メートルの市道拡幅工事費であります。

次のページをお開きください。市道O-527号線歩道整備事業費（大平新）につきましては、延長252.9メートル、幅員2.5メートルの歩道整備工事費であります。

次のF21・1-120号線道路改良事業費（藤岡太田北）につきましては、延長139.3メートル、幅員5メートルの市道拡幅工事費及び道路用地211.8平方メートルの市道拡幅用地購入費及び支障工作物等5件の物件移転等補償金であります。

次の市道F1-98号線道路改良事業費（藤岡大田和西）につきましては、延長32メートル、幅員6メートルの市道拡幅工事費と道路用地275.39平方メートルの用地購入費及び支障工作物等5件の物件移転等補償金であります。

次の市道O-152・O-153・O-280号線外1路線道路改良事業費（大平牛久・川連）につきましては、延長32メートル、幅員12メートルの市道拡幅工事費であります。

次の市道107号線交通安全施設整備事業費（本町・城内町1丁目）につきましては、用地測量等業務委託料及び支障工作物等2件の物件移転等補償金であります。

次の市道T①-247号線道路改良事業費（都賀合戦場）につきましては、測量設計等委託料及び道路用地373平方メートルの用地購入費及び支障工作物2件の物件移転等補償金が主なものであります。

次の市道T①-208号線道路改良事業費（都賀家中）につきましては、道路用地115平方メートルの用地購入費及び支障工作物6件の物件移転等補償金が主なものであります。

次の市道T②-442号線外道路改良事業費（都賀家中）につきましては、道路用地500平方メートルの用地購入費及び支障工作物3件の物件移転等補償金が主なものであります。

次に、1事業飛びまして市道T2号線道路改良事業費（都賀家中）につきましては、用地測量の業務委託料であります。

次の〇ー30・〇ー1号線道路改良事業費（大平下皆川）につきましては、踏切移設拡幅工事委託料と延長137.7メートル、幅員10メートルの市道拡幅工事費及び道路用地287.75平方メートルの用地購入費及び支障工作物等1件の物件移転等補償金が主なものであります。

次のページをお開きください。2事業目の市道Nー3303号線道路改良事業費（西方真名子）につきましては、延長131メートル、幅員5メートルの市道拡幅工事費が主なものであります。

次の市道D23号線道路改良事業費（栃木皆川城内町）につきましては、用地測量等委託料と道路用地361平方メートルの用地購入費及び支障工作物1件の物件移転等補償金が主なものであります。

次の市道Nー3159号線側溝整備事業費（西方金崎）につきましては、延長195メートルの側溝整備工事費であります。

次の市道〇ー70号線道路改良事業費（大平北武井）につきましては、用地測量等業務委託料であります。

次の市道〇ー159号線道路改良事業費（大平蔵井）につきましては、延長60.7メートル、幅員2.1メートルの歩道整備工事費であります。

次の市道I362号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、延長276.3メートル、幅員5メートルの道路改良工事費及び支障物件等2件の電柱移転等補償費であります。

次の市道I192号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、延長80メートル、幅員5メートルの道路改良工事費であります。

次の市道I417号線道路改良事業費（岩舟静和）につきましては、延長255メートル、幅員5メートルの市道拡幅工事費及び支障工作物等2件の電柱移転等補償金であります。

次の市道I299号線道路改良事業費（岩舟静戸）につきましては、道路用地713.01平方メートルの用地購入費及び支障工作物等3件の物件移転補償金が主なものであります。

次の市道I94・134・135号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、用地測量業務委託料であります。

次に、1事業飛びまして市道I139号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、測量設計等委託料、用地調査等業務委託料及び支障工作物等3件の物件移転等補償金が主なものであります。

次のページをお開きください。市道F9号線交通安全施設整備事業費（藤岡石川）につきましては、延長126.8メートル、幅員3.5メートルの歩道整備工事費が主なものであります。

次の（仮称）市道11178号線道路改良事業費（栃木入舟町・祝町）につきましては、用地測量等業務委託料であります。

次の市道N3160号線道路改良事業費（西方町本城・金崎）につきましては、測量設計等委託料であります。

○委員長（大谷好一君） 河田道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（河田正雄君） 続きまして、4目についてご説明いたします。

備考欄 1 行目の市道各号線橋りょう維持補修事業費につきましては、新井町地内新井橋の親柱修繕工事費であります。

次に、1 事業飛びまして市道各号線橋りょう補修事業費につきましては、吹上町地内市道238号線無名橋12の橋りょう修繕工事費であります。

続きまして、5 目についてご説明いたします。備考欄 1 行目の市道233号線（永宮橋）橋りょう整備事業費（栃木野中町）につきましては、右岸側の橋台と護岸の橋りょう整備工事費でございます。

次の市道〇-430号線（堀ノ内橋）橋りょう整備事業費につきましては、1 級河川永野川にかかる堀ノ内橋の県の河川改修に伴う架け替えに係る県への負担金であります。

続きまして、3 項 1 目についてご説明いたします。次のページをお開きください。備考欄 1 行目の13款 1 項 1 目の予備費からの充用につきましては、台風10号の大雨に対応するため、永野川に排水ポンプ 4 カ所を設置する必要が生じたため、河川維持管理費への充用であります。

次に、1 事業飛びまして河川総務事務費につきましては、河川愛護会運営費補助金が主なものであります。

次の河川維持補修事業費につきましては、小平町地内の旧赤津川柵板補修ほか 4 件の河川維持工事費及び樋ノ口町地内綾川ほか 1 件の河川土砂等除去工事費であります。

次の河川浄化施設管理費につきましては、県庁堀川に設置しております浄化施設の電気代及び浄化施設の維持管理業務委託料であります。

次の調整池等管理費につきましては、沼和田町地内駅前第 2 調整池ほか 9 件の管理業務委託料であります。

次の河川水路清掃事業費につきましては、市内水路の清掃作業員延べ765人分の賃金、旭町地内ほか10件の水路等除草清掃及び土砂の除去処分などの清掃業務等委託料が主なものであります。

次の樋管操作委託事業費につきましては、渡良瀬遊水地周囲の12カ所の樋管管理委託料が主なものであります。

次の雨水貯留・浸透施設設置補助事業費につきましては、雨水の有効利用や流出抑制を目的とし、専用住宅に雨水貯留施設や雨水浸透施設を設置、使用する者に対し、申請に基づきまして設置費用の一部を助成するものであります。

次の河川維持管理費につきましては、菌部町地内の排水ポンプ設置等業務委託料及び大平地域の新排水路等の除草清掃等業務委託料であります。

続きまして、2 目についてご説明いたします。備考欄 1 行目の河川整備事務費につきましては、治水及び河川改修事業関係の各種同盟会への負担金が主なものであります。

次の河川改修事業費につきましては、沼和田町地内の柚井木川流域排水基本計画策定業務委託料であります。

次の排水路整備事業費につきましては、樋ノ口町地内延長43.5メートルの排水路の河床整備工事費及び本町地内杣冷川延長27.9メートルの護岸整備工事費が主なものであります。

次の主要地方道宇都宮亀和田栃木線地域排水整備事業費（都賀合戦場）につきましては、合戦場地内の主要地方道宇都宮亀和田栃木線沿線の溢水被害を防止するため、県が施工する道路排水整備事業に要する費用で、負担協定に基づいて事業費の31.7%を県へ負担したものであります。

次の清水川支川分水路整備事業費につきましては、清水川の支川である箱森町地内館野川の延長35メートルの河川改修工事費であります。

次の赤淵川排水路整備事業費につきましては、今泉町1・2丁目、大宮町、仲仕上町、藤田町地内の赤淵川排水路基本計画策定業務委託料であります。

次の藤岡地域都賀地内流末排水路整備事業費につきましては、藤岡町都賀地内の排水路清掃業務委託料であります。

次のページをお開きください。続きまして、4項1目についてご説明いたします。備考欄2行目の都市計画課一般経常事務費につきましては、都市計画審議会委員の報酬及び都市計画白図の印刷製本費などあります。

次の開発指導事業費につきましては、開発許可の事務処理などに要した経費であります。

次の屋外広告物指導事業費につきましては、屋外広告物許可証票の印刷製本費や消耗品などあります。

次のシビックコア推進事業費につきましては、国の合同庁舎建設に伴うシビックコア重点地区の実施計画作成業務委託料が主なものであります。

次の宅地等復旧支援補助金（平成27年9月豪雨災害）につきましては、平成27年9月の関東・東北豪雨災害により個人宅地などに被害があった方々の支援のため20万円を限度に補助したもので、15件分の補助金であります。

次の都市計画基礎調査委託費につきましては、5年ごとに実施する都市計画基礎調査における市町分担の調査項目に係る図面作成等委託料であります。

次の市街地整備課一般経常事務費につきましては、事務用消耗品等の経費であります。

○委員長（大谷好一君） 深津都市計画課長。

○都市計画課長（深津 悟君） 続きまして、2目についてご説明いたします。1行目の13款1項1目の予備費からの充用につきましては、土地区画整理管理費等事業費の大平町西水代第一土地区画整理事業地内における市道の地盤調査等委託料への充用であります。

次の栃木駅周辺地区景観形成基金積立金につきましては、栃木駅周辺地区景観形成のための基金運用利子を積み立てたものであります。

次の区画整理事務費につきましては、区画整理関係の事務処理に要した事務用消耗品及び県区画整理連合協議会への負担金などの費用であります。

次に、1事業飛びまして磯山地区土地区画整理事業費につきましては、雨水排水の検討業務委託料であります。

次に、1事業飛びまして土地区画整理管理等事業費につきましては、大平町西水代第一土地区画整理事業地区内における市道の地盤調査等委託料、市道22257号線の道路補修工事費と、次のページになりますが、同地区内における工作物1件の物件補償金であります。

続きまして、4目についてご説明いたします。備考欄の下水道特別会計繰出金につきましては、一般会計から下水道特別会計へ充当した繰出金であります。

続きまして、5目についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。1行目の13款1項1目の予備費からの充用につきましては、つがの里管理運営費の維持補修費への充用であります。

次に、2事業飛びまして、つがの里管理運営費につきましては、ふるさとセンターの嘱託員報酬、臨時職員賃金、除草や清掃などの清掃管理委託料のほか公園施設の光熱水費、維持補修費などあります。

次の都市公園等管理費（栃木）につきましては、永野川緑地公園等の除草のための臨時作業員賃金、栃木地域内の都市公園等の芝生や樹木等の管理のための公園管理等委託料、同じく浄化槽維持管理等の施設管理等委託料及び第2公園や太平山大曲駐車場等の公園等敷地賃借料のほか、公園施設の光熱水費維持補修費が主なものであります。

次の都市公園等管理費（大平）につきましては、大平地域内の都市公園等の樹木管理などの公園管理等委託料や大平運動公園内の噴水等の設備機器の保守点検及び警備、トイレ清掃などの施設管理等委託料のほか、公園施設の光熱水費、維持補修費が主なものであります。

次の都市公園等管理費（藤岡）につきましては、藤岡地域内の都市公園等の除草や清掃などの公園管理等委託料が主なものであります。

次のページをお開きください。1行目の都市公園等管理費（都賀）につきましては、都賀地域内の都市公園等の除草などの公園管理委託料が主なものであります。

次の都市公園等管理費（西方）につきましては、西方地域内の都市公園等の除草や施設の管理、保守点検等のための公園管理等委託料が主なものであります。

次の都市公園等管理費（岩舟）につきましては、岩舟地域内の都市公園等の清掃や除草などの公園管理等委託料が主なものであります。

次の総合運動公園管理運営委託費につきましては、栃木市総合運動公園の管理運営を行う指定管理者の株式会社メディカルフィットネスとちの木への指定管理料であります。

次の藤岡渡良瀬運動公園管理費につきましては、除草やトイレ清掃などの清掃管理等委託料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして総合運動公園管理費につきましては、高木剪定等の樹木管理等委託料のほか野球場散水ポンプ修繕や25メートルプールろ過材交換などの維持補修費であります。

次に、1事業飛びまして生垣設置奨励補助金につきましては、生け垣を設置した市民に対して交付した補助金であります。

次の大平街区公園等施設改修事業費につきましては、大平町下皆川地内外の街区公園4カ所において、老朽化した滑り台を撤去、新設した滑り台改修工事費であります。

次の岩舟総合運動公園管理費につきましては、公園管理用芝刈り機の修繕料であります。

次に、2事業飛びまして岩舟総合運動公園管理運営委託料費につきましては、岩舟総合運動公園の管理運営を行う指定管理者の宮ビルサービス・エヌ・エス・リンク共同事業体への指定管理料であります。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） 続きまして、6目についてご説明いたします。1行目の13款1項1目の予備費からの充用につきましては、都市景観形成事業費の工事請負費への充用並びにまちなか土地利用計画推進事業費の手数料への充用であります。

次に、1事業飛びまして街なみ環境修景事業費につきましては、町並み委員会委員に対する報償費や歴史的建造物の修景に対して交付した補助金などあります。

次のページをお開きください。1事業目、まちなか土地利用計画推進事業費につきましては、旧下都賀総合病院北病棟跡地にかかわる土地及び建物の鑑定評価手数料が主なものであります。

続きまして、5項1目についてご説明いたします。備考欄上から2行目の改良住宅管理費（栃木）につきましては、城内町2丁目にあります改良住宅の敷地の賃借料が主なものであります。

次の改良住宅管理費（大平）につきましては、榎本地区の改良住宅の天井修繕などの維持補修費と富田地内の改良住宅など民有地4件の土地賃借料であります。

次に、1事業飛びまして市営住宅共通管理費（栃木）につきましては、指定管理者への市営住宅運営委託料、大宮市営住宅ほか6住宅の敷地の賃借料、住宅管理のためのOAシステム機器借上料が主なものであります。

次の県営住宅敷地賃借費につきましては、県営大宮住宅及び県営城内南第2市営住宅の敷地の賃借料であります。

次の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助金につきましては、入居件数60件、延べ入居者数567名分に対する家賃補助であります。

次のページをお開きください。次の同和対策住宅新築資金等借入償還基金積立金につきましては、預金利子の基金への積立金であります。

次に、1事業飛びまして市営住宅耐震診断事業費につきましては、城内南第2市営住宅1棟の耐震診断業務委託料であります。

次に、2事業飛びまして住宅課一般経常事務費につきましては、住宅課事務用消耗品及び公用車燃料費が主なものであります。

次の住宅被災者支援事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、被災者向け融資を受けた方へ利子補給を行うものであります。

続きまして、326、327ページをお開きください。9款1項5目についてご説明いたします。次のページをお開きください。備考欄上から4行目の部屋南部桜つつみ公園（緊急避難地）施設整備事業費につきましては、藤岡町部屋地内部屋南部桜つつみ公園のトイレ設置工事費であります。

続きまして、366、367ページをお開きください。11款2項1目についてご説明いたします。備考欄1行目の道路橋りょう災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、箱森町地内市道2051（204）号線ほか26件の災害復旧工事費及び工事に伴う3件の電柱移転補償費であります。

次の道路橋りょう災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（栃木）につきましては、平成27年度より繰り越した平井町地内市道110号線ほか17件の災害復旧工事費であります。

次の道路橋りょう災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（大平）につきましては、平成27年度に繰り越した大平町西山田地内市道〇―197号線ほか6件の災害復旧工事費であります。

次の道路橋りょう災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（都賀）につきましては、平成27年度より繰り越した都賀町深沢地内市道T③―141号線ほか6件の災害復旧工事費であります。

次の道路橋りょう災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（西方）につきましては、平成27年度より繰り越した西方町本城地内市道N―1001号線ほか6件の災害復旧工事費及び西方町本城地内市道N―1001号線災害復旧工事に伴う土地購入費であります。

続きまして、2目についてご説明いたします。備考欄1行目の河川災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、志鳥町地内普通河川大沢川ほか8件の災害復旧工事費及び平成27年度より繰り越した志鳥町地内普通河川大沢川ほか2件の災害復旧工事費であります。

次の河川災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（都賀）につきましては、平成27年度に繰り越した都賀町大柿地内普通河川磯の坂川の災害復旧工事費であります。

続きまして、3目についてご説明いたします。次のページをお開きください。備考欄1行目の公園災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（栃木）につきましては、岩出町地内長野川緑地公園の園路等の復旧工事を前年度からの繰越事業で実施したものであります。

次の公園災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（西方）につきましては、西方町本城地内西方総合公園において崩落した斜面の復旧工事を前年度からの繰越事業で実施したものであります。

次の公園災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、西方町本城地内西方総合公園災害復旧工事において、廃材処分等の工事を実施したものであります。

以上で一般会計の歳出の所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（大谷好一君） 田中土木管理課長。

○土木管理課長（田中 修君） 続きまして、所管関係部分の歳入についてご説明申し上げます。

88、89ページをお開きください。13款1項7目1節についてご説明いたします。右の備考欄をご

らしてください。1行目の道路事業等敷地使用料につきましては、事業用地内の電柱等の占用による使用料であります。

次の道路管理施設敷地使用料につきましては、道路河川維持課車庫敷地内の電柱占用による使用料であります。

次の道路使用料につきましては、東京電力やN T Tの電話などの道路占用による使用料であります。

次の駅連絡通路施設使用料につきましては、栃木駅の南北連絡通路の広告掲示板使用料であります。

次の法定外公共物使用料につきましては、認定外道路の占用による使用料であります。

次に、2節についてご説明いたします。備考欄1行目の法定外公共物使用料につきましては、市有水路敷等の占用による使用料であります。

次のページをお開きください。次に、3節についてご説明いたします。備考欄1行目の都市公園等占用使用料につきましては、東京電力、N T T電柱等の公園占用使用料であります。

次の総合運動公園占用使用料につきましては、栃木総合運動公園駐車場における工事現場事務所等設置にかかわる占用使用料であります。

次の公園使用料につきましては、太平山県立自然公園内の飲食店等の土地使用料及びその他公園内でのイベント等の行為に伴う使用料であります。

次の行政財産使用料（市街地整備課）につきましては、旧栃木中央小学校跡地電柱敷地使用料であります。

次に、4節についてご説明いたします。備考欄2行目のふるさとセンター・プラザ・体験交流館使用料につきましては、つがの里内施設使用料、バーベキュー場使用料及びバッテリーカー使用料等が主なものであります。

次の西方総合公園使用料につきましては、公園内のバーベキュー等の使用料であります。

次に、5節についてご説明いたします。備考欄1行目の市営住宅使用料につきましては、市営住宅17団地、934戸分の住宅使用料であります。

次の改良住宅使用料につきましては、改良住宅4団地、19戸分の住宅使用料であります。

次の市営住宅駐車場使用料につきましては、市営住宅5団地、344台分の駐車場使用料であります。

次の特定公共賃貸住宅使用料につきましては、平柳団地と川原田団地にあります特定公共賃貸住宅30戸分の住宅使用料であります。

次の特定公共賃貸住宅駐車場使用料につきましては、特定公共賃貸住宅駐車場44台分の使用料であります。

次の市営住宅等敷地使用料につきましては、栃木地域の市営住宅敷地内に設置されております電

柱等の占用使用料であります。

次の市営住宅使用料滞納繰越分につきましては、平成27年度以前の市営住宅使用料49名分であります。

次の改良住宅使用料滞納繰越分につきましては、平成27年度以前の改良住宅使用料2名分であります。

次の市営住宅駐車場使用料滞納繰越分につきましては、平成27年度以前の市営住宅駐車場使用料9名分であります。

○委員長（大谷好一君） 石塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（石塚昌平君） 続きまして、104、105ページをお開きください。2項6目1節についてご説明いたします。

お手数ですが、次のページをお開きください。備考欄1行目の確認申請等手数料につきましては、建築確認申請等899件分にかかわる手数料であります。

次の長期優良住宅認定手数料につきましては、長期優良住宅建築等の計画認定申請148件分にかかわる手数料であります。

次の低炭素建築物認定手数料につきましては、低炭素建築物の新築等の計画認定申請3件分にかかわる手数料であります。

次の建築物省エネ認定等手数料につきましては、建築物省エネ計画認定申請1件分にかかわる手数料であります。

次に、2節についてご説明いたします。備考欄の道路台帳閲覧等手数料につきましては、道路台帳等閲覧申請1,986件分の手数料であります。

次に、3節についてご説明いたします。備考欄1行目の都市計画関係証明手数料につきましては、市内の用途地域などの証明24件分の証明手数料であります。

次の開発行為等許可申請手数料につきましては、開発許可申請など379件分の申請手数料であります。

次の屋外広告物等許可申請手数料につきましては、壁面広告物や敷地内広告板などの許可申請205件分の申請手数料であります。

続きまして、110、111ページをお開きください。14款1項3目1節についてご説明いたします。備考欄1行目の道路橋りょう災害復旧事業負担金につきましては、平井町地内市道110号線ほか11カ所の道路橋りょう災害復旧工事費に対する補助率3分の2の負担金であります。

次の河川災害復旧事業負担金につきましては、志鳥町地内普通河川大沢川ほか3カ所の河川災害復旧工事に対する補助率3分の2の負担金であります。

次の公園災害復旧事業負担金につきましては、岩出町地内永野川緑地公園及び西方町本城地内西方総合公園災害復旧工事に対する補助率3分の2の負担金であります。

次のページをお開きください。2項3目1節についてご説明いたします。備考欄上から2行目の汚水処理施設整備交付金につきましては、合併浄化槽設置補助事業に対する交付金であります。

次のページをお開きください。4目1節についてご説明いたします。備考欄1行目の防災・安全交付金につきましては、通学路安全施設整備事業、道路付属物点検事業、市道209号線道路改良事業（栃木平井町）、市道102号線道路改良事業（栃木今泉町1丁目）、市道114号線道路改良事業（栃木吹上町・宮町・皆川城内町）、市道A1号線交通安全施設整備事業（栃木入舟町）、市道106号線交通安全施設整備事業（栃木大宮町）、市道O-527号線歩道整備事業（大平新）、市道O-30・O-1号線道路改良事業（大平下皆川）、市道I388号線道路改良事業（岩舟静）、市道I139号線道路改良事業（岩舟静）、橋りょう長寿命化修繕事業、市道233号線（永宮橋）橋りょう整備事業（栃木野中町）に対する補助率10分の5.5の交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金（快適な社会基盤整備）につきましては、市道F6号線道路改良事業（藤岡富吉1区）、市道N-1003号線道路改良事業（西方金崎）に対する補助率10分の5.5の交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金（産業や地域の活力と魅力を向上し成長させるための社会基盤整備）につきましては、スマートインター整備事業に対する補助率10分の5.5の交付金であります。

次に、2節についてご説明いたします。備考欄1行目の社会資本整備総合交付金（公園施設長寿命化計画策定事業）につきましては、公園施設の計画的な更新を進めるための長寿命化計画策定調査にかかわる委託費に対する補助率2分の1の交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金（新大平下駅前地区）につきましては、新大平下駅前第2土地区画整理事業に伴う仮換地指定等業務委託料、都市計画道路新大平下駅前線築造等工事費及び物件移転等補償金などに対する補助率10分の5.5及び10分の5の交付金が主なものです。

次の社会資本整備総合交付金（とちぎ蔵の街周辺地区）につきましては、地方都市リノベーション事業の実施に伴うらのまち保育園新築工事費及び市道新設にかかわる測量設計業務委託料に対する補助率10分の5の交付金であります。

次に、3節についてご説明いたします。備考欄1行目の市営住宅リフレッシュ事業社会資本整備総合交付金につきましては、城内南第2市営住宅中層の屋上防水排水管改修及び本町市営住宅、平井市営住宅の排水管改修工事に対する補助率2分の1の補助金であります。

次の市営住宅耐震診断事業社会資本整備総合交付金につきましては、城内南市営住宅中層1棟の耐震診断業務委託料に対する補助率2分の1の補助金であります。

次の空き家再生等推進事業交付金（活用事業タイプ）につきましては、宿泊体験施設改修工事の実施設計業務委託料及び空き家のリフォーム補助23件に対する補助率2分の1の補助金であります。

次の空き家再生等推進事業交付金（除去事業タイプ）につきましては、100件の空き家解体費に

対する2分の1の補助金であります。

次の結婚新生活支援事業費補助金につきましては、5件の結婚新生活補助に対する補助率4分の3の補助金であります。

次の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業社会資本整備総合交付金につきましては、入居件数60件、延べ入居者数567名分の家賃補助に対する補助率2分の1の補助金であります。

次の住宅・建築物安全ストック形成事業社会資本整備総合交付金につきましては、民間木造住宅の耐震診断改修費等に対する補助率2分の1の交付金及びアスベスト対策に係る既存建築物の情報の電子データ化業務に対する補助率10分の10の交付金であります。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） 続きまして、118、119ページをごらんください。3項3目1節の備考欄にあります樋管操作委託金につきましては、渡良瀬遊水地周囲の11カ所分の樋管操作委託金であります。

続きまして、124、125ページをごらんください。15款2項3目1節の備考欄の一番下にあります合併処理浄化槽設置費補助金につきましては、合併処理浄化槽設置補助事業に対する補助金であります。

次の126、127ページをごらんください。ページの一番下の5目2節備考欄にあります土地区画整理事業補助金につきましては、新大平下駅前第2土地区画整理事業地区内の都市計画道路大平町役場通りの整備に伴う水道事業負担金などの補助基本額5,993万円に対する補助率20分の1以内の県補助金であります。

次の128、129ページをごらんください。ページの一番上、3節の備考欄1行目にあります住宅新築資金等貸付助成事業補助金につきましては、住宅新築資金等の償還事務に対する補助率4分の3の県補助金であり、その次の民間住宅耐震診断助成事業補助金につきましては、民間木造住宅の耐震診断費に対する補助率4分の1の県補助金、さらにその次の民間住宅耐震改修助成事業補助金につきましては、民間木造住宅の耐震改修費に対する補助率4分の1の県補助金であります。

続きまして、132ページから始まる16款1項1目1節につきましては、134、135ページをごらんください。下から4行目、永野川緑地公園自動販売機設置収入につきましては、永野川緑地公園内に設置されております自動販売機5台分の設置収入であります。

次の総合運動公園自動販売機設置収入につきましては、栃木市総合運動公園内に設置されております自動販売機24台分の設置収入であります。

次の2号渡良瀬緑地公園運動施設土地貸付収入につきましては、2号渡良瀬緑地公園の運動施設用地の土地貸付収入であります。

次の大平運動公園自動販売機設置収入につきましては、大平運動公園内に設置されております自動販売機13台分の設置収入であります。

続きまして、136、137ページをごらんください。上から2行目、つがの里自動販売機設置収入につきましては、つがの里の園内に設置された自動販売機7台分の設置収入であります。

次の西方総合運動公園自動販売機設置収入につきましては、西方総合運動公園管理棟内に設置された自動販売機1台分の設置収入であります。

次の旧栃木中央小学校太陽光発電施設屋根貸付収入につきましては、旧栃木中央小学校屋上に設置しております太陽光発電施設の貸付収入であります。

次の138ページから始まる2目1節については、140、141ページをごらんください。備考欄下から8行目、栃木駅周辺地区景観形成基金利子につきましては、栃木駅周辺地区景観形成基金に対する預金利子であります。

次の同和対策住宅新築資金等借入償還基金利子につきましては、同和対策住宅新築資金等借入償還基金に対する預金利子であります。

続きまして、146、147ページをごらんください。ページ中ほど17款1項7目1節の備考欄にあります公園費寄附金につきましては、太平山あじさい坂における維持管理のための寄附金であります。

少し飛びまして160、161ページをごらんください。ページ中ほどの20款3項6目1節の備考欄1行目にあります宅地取得資金貸付金元利収入につきましては、同和対策事業として昭和50年度から行われた貸付金元利収入であります。

次の住宅新築資金貸付金元利収入滞納繰越分、その次の住宅改修資金貸付金元利収入滞納繰越分、次の宅地取得資金貸付金元利収入滞納繰越分につきましては、平成27年度以前の宅地・新築資金貸付金等の元利収入であります。

次の162ページから始まる5項4目2節につきましては、168、169ページをごらんください。備考欄下から8事業目の道路賠償責任保険料等（道路河川維持課）につきましては、道路賠償責任保険の賠償保険金及び小山市と締結した行政境にかかる橋の管理協定に基づいた藤岡町緑川地内の緑川橋修繕工事費の小山市の負担分であります。

次の電気料分担金等（公園緑地課）につきましては、栃木市総合運動公園内に設置されておりますGPS観測システム機器の電気料分担金及びつがの里で開催した花彩祭に出店した店舗から徴収した水道料等であります。

次の都市計画図売払収入等（都市計画課）につきましては、都市計画総括図及び白図520枚の販売収入等であります。

次の県営住宅敷地転貸料等（住宅課）につきましては、県営大宮住宅及び県営城内南第2住宅の敷地賃借料に係る県からの転貸料であります。

以上で一般会計の歳入所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（大谷好一君） 以上で歳入歳出決算の所管関係部分の説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

(午後 2時13分)

---

○委員長（大谷好一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時30分)

---

◎認定第6号の上程、説明

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第2、認定第6号 平成28年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。

寺内下水道業務課長。

○下水道業務課長（寺内国雄君） 引き続きましてよろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。ただいまご上程いただきました認定第6号 平成28年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算書の578、579ページをお開きください。下水道特別会計の歳出からご説明をいたします。まず、1款1項1目、備考欄の職員人件費につきましては職員課の所管となりますが、本会計で予算措置をいたしました職員29名分の給料、各種手当等の人件費であります。

次の県市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、これも職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しています栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の使用料徴収事務委託料につきましては、下水道使用料徴収事務に伴う水道事業者への徴収事務委託料であります。

次の下水道課一般経常事務費につきましては、受益者負担金のソフトウェア使用料が主なものであります。

次の受益者負担金一括納付報奨金につきましては、受益者負担金の一括納付797件分の報奨金であります。

次の消費税及び地方消費税につきましては、下水道使用料などに係る消費税の納付額であります。

次の公営企業会計移行業務委託料につきましては、栃木市下水道事業が公営企業会計に円滑に移行するための固定資産調査評価や会計システムの構築、固定資産台帳システム構築等の業務委託料であります。

次の公共下水道普及対策事業費につきましては、下水道の普及に伴う河川水等の水質向上の状況を把握するための水質調査や特定事業所の排水の水質調査をするための業務委託料が主なものであります。

続きまして、580、581ページをお開きください。2款1項1目備考欄の公共下水道施設管理費に

つきましては、72カ所のマンホールポンプの電気代、保守点検業務委託料及び都賀町合戦場地内で実施した下水道管渠の移設工事費の管渠工事費が主なものであります。

続きまして、582、583ページをお開きください。3款1項1目、備考欄1行目の流域下水道維持管理負担金と、次の流域下水道建設負担金につきましては、巴波川浄化センター及び大岩藤浄化センター並びに栃木県下水道資源化工場などで行っております下水処理費のうち、本市が負担する県への法定負担金であります。

続きまして、584、585ページをお開きください。4款1項1目、備考欄の市債償還元金につきましては、これまで下水道事業のために借入れをいたしました市債1,005件分の償還元金であります。

次に、2目、備考欄の市債償還利子につきましては、これまで借入れをいたしました市債1,058件分の償還利子であります。

続きまして、586、587ページをお開きください。5款1項1目予備費につきましては、充用はありませんでした。

以上で歳出の説明を終了させていただきます。

続きまして、ページ飛びまして564、565ページをお開きください。次に、歳入につきましてご説明をいたします。まず、1款1項1目1節、備考欄の下水道受益者負担金につきましては、受益者負担金2,683件分の収入であります。

次に、2目1節備考欄の事業費負担金につきましては、舗装復旧工事に伴う工事負担金が主なものであります。

続きまして、566、567ページをお開きください。2款1項1目1節、備考欄の下水道使用料につきましては、下水道使用料19万3,210件分の収入であります。

次の下水道施設土地使用料につきましては、市有地に設置されてあります東京電力と栃木ケーブルテレビの電柱、支柱等の土地使用料の収入であります。

次に、2項1目1節、備考欄の排水設備計画確認手数料につきましては、排水設備の接続に伴う計画確認手数料868件分の収入であります。

次の排水設備検査手数料につきましては、排水設備の接続に伴う検査手数料885件分の収入であります。

次の受益者負担金督促手数料につきましては、督促手数料675件分の収入であります。

次の排水設備指定工事店登録手数料につきましては、排水設備指定工事店の5年置きを更新並びに新規の登録手数料47件分の収入であります。

続きまして、568、569ページをお開きください。3款1項1目1節、備考欄の社会資本整備総合交付金及び汚水処理施設整備交付金につきましては、公共下水道建設事業費に対する補助率2分の1の国庫交付金の収入であります。

続きまして、570、571ページをお開きください。4款1項1目1節、備考欄の一般会計繰入金につきましては、一般会計から充当された繰入金であります。

続きまして、572、573ページをお開きください。5款1項1目1節、備考欄の前年度繰越金につきましては、平成27年度からの繰越金であります。

続きまして、574、575ページをお開きください。6款1項1目1節、備考欄の預金利子につきましては、下水道特別会計における預金利子であります。

次に、2項1目1節、備考欄の雑入につきましては、自動車損害共済・災害共済金や物損事故下水道賠償責任保険料が主なものであります。

次の下水道受益者負担金相当額納付金につきましては、下水道計画区域外で下水道に接続しました35件分の下水道受益者負担金相当額の収入であります。

次の東京電力原子力発電所事故による損害賠償金につきましては、東電原子力発電所事故による損害賠償金であります。

続きまして、576、577ページをお開きください。7款1項1目1節備考欄の公共下水道建設事業債につきましては、公共下水道建設事業費に対する起債であります。

次に、2目1節備考欄の流域下水道建設事業債につきましては、流域下水道建設事業費の本市負担金に対する起債であります。

次に、3目1節、備考欄の公営企業会計適用債につきましては、公営企業会計移行業務委託費に対する起債であります。

以上で平成28年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしくお願ひします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

---

◎認定第7号の上程、説明

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第3、認定第7号 平成28年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。

益田下水道建設課長。

○下水道建設課長（益田弘之君） よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。ただいまご上程いただきました認定第7号 平成28年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

恐れ入ります。決算書の604ページ、605ページをお願ひいたします。農業集落排水特別会計の歳出からご説明いたします。まず、1款1項1目、備考欄の職員人件費につきましては職員課の所管となりますが、本会計で予算措置いたしました職員2名分の給料、各種手数料等の人件費でござい

ます。

次の県市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、これも職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の農業集落排水事務費につきましては、農業集落排水処理施設の建物損害共済保険金が主なものであります。

次の消費税及び地方消費税につきましては、農業集落排水施設使用料などに係る消費税の納付額であります。

次の使用料徴収事務委託費につきましては、農業集落排水施設徴収事務に伴う水道事業者への徴収事務委託料であります。

続きまして、606、607ページをお願いいたします。2款1項1目、備考欄1行目の4款1項1目予備費からの充用につきましては、施設管理費の維持補修費に充用したものでございます。

次の施設管理費につきましては、市内にあります農集処理施設6カ所の維持管理、保守点検、保安管理などの施設管理業務等委託料並びに施設の機器修繕工事、光熱費が主なものでございます。

次に、2目、備考欄の建設事業費につきましては、2件分の舗装復旧工事であります。

続きまして、608、609ページをお開きください。3款1項1目、備考欄の市債償還元金につきましては、農業集落排水事業のために借り入れた市債134件分の償還元金でございます。

次の2目、備考欄の市債償還利子につきましては、これまで借り入れた市債136件分の償還利子であります。

続きまして、610、611ページをお開きください。4款1項1目予備費につきましては、2款1項1目施設管理費に充用したものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

恐れ入ります。決算書戻りまして594ページ、595ページをお開きください。次に、歳入についてご説明いたします。まず、1款1項1目1節、備考欄の農業集落排水事業費分担金につきましては、32件分の事業費分担金の収入であります。

続きまして、596、597ページをお開きください。2款1項1目1節、備考欄の農業集落排水施設使用料につきましては、1万170件分の使用料の収入であります。

2行目、農業集落排水施設土地使用料につきましては、西方地域に設置してありますケーブルテレビ用支柱の土地使用料及び大平地域にある東電電柱の使用料であります。

次に、2項1目1節、備考欄1行目の下皆川地区農業集落排水申請手数料から6行目の本郷金井地区農業集落排水申請手数料につきましては、各地区の排水設備に伴う計画確認及び検査手数料の収入であります。

続きまして、598、599ページをお開きください。3款1項1目1節、備考欄の一般会計繰入金に

つきましては、一般会計から充当された繰入金であります。

続きまして、600ページ、601ページをお願いいたします。4款1項1目1節、備考欄の預金利子につきましては、本会計における預金利子でございます。

次に、2項1目1節、備考欄の雑入につきましては、送電線線下補償料やみずほ西地域の農業集落排水施設の機械設備・電気設備・建物総合損害共済災害共済金であります。

続きまして、602、603ページをお開きください。5款1項1目1節、備考欄の前年度繰越金につきましては、平成27年度からの繰越金であります。

以上で平成28年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

---

◎認定第9号の上程、説明

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第4、認定第9号 平成28年度栃木市水道事業会計決算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。

高橋水道業務課長。

○水道業務課長（高橋礼子君） ただいまご上程をいただきました認定第9号 平成28年度栃木市水道事業会計決算についてご説明を申し上げます。

別冊になっております平成28年度栃木市水道事業会計決算書をごらんいただきたいと思います。決算の期間につきましては、平成28年4月1日から平成29年3月31日まででございます。

初めに、決算附属書類の水道事業報告書からご説明をいたしますので、10ページをお開きください。10ページから12ページにつきましては水道事業の概況について、次の13ページから21ページにつきましては建設改良工事の概況について記載してございます。

恐れ入りますが、22ページをお開きください。3の業務でございます。（1）の業務量についてでございますが、平成28年度末の給水人口につきましては14万6,658人で、前年度と比較いたしますと945人、率にして0.6%の減となっております。

次に、給水戸数につきましては5万7,861戸で、前年度と比較いたしますと626戸、率にして1.3%の増となっております。

次に、下から3行目の年間配水量につきましては2,117万9,532立方メートルで、前年度比較では25万6,971立方メートルの減、一番下の行の年間有収水量につきましては1,619万3,390立方メートルで、前年度比較では5万9,943立方メートルの減となっております。また、こちらに記載はございませんが、有収率につきましては76.5%で、前年度と比較して0.7ポイントの増となっております。

次に、23ページ、(2) 事業収入に関する事項、(3) 事業費に関する事項につきましては、事業収入及び事業費の実績について前年度と数値を比較したものでございます。

次に、24、25ページ、4の会計につきましては、1件1,000万円以上の建設改良工事の契約内容、企業債及び一時借入金について、次の26ページ、5のその他につきましては他会計負担金収入等の用途について、それぞれご報告をするものでございます。

続きまして、決算書類についてご説明をいたしますので、恐れ入りますが1ページ、2ページへお戻りください。まず、上の表、収益的収入及び支出の収入でございます。第1款水道事業収益につきましては、決算額は28億3,849万4,602円で、執行率は103%でございます。

水道事業収益の主なものといたしましては、第1項の営業収益の水道料金でございます。

次に、下の表の支出、第1款水道事業費用につきましては、決算額は21億9,573万7,915円で、執行率は89.5%でございます。

水道事業費用の主なものといたしましては、第1項の営業費用では浄水場の維持管理費及び減価償却費、第2項の営業外費用では企業債の支払利息でございます。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。上の表、資本的収入及び支出の収入でございます。第1款資本的収入につきましては、決算額は4億7,181万3,140円で、執行率は109.9%でございます。資本的収入の主なものといたしましては、第1項企業債では企業債の新規借入れ、第3項補助金では簡易水道等施設整備費国庫補助金及び水道施設災害復旧費補助金、第4項負担金では消火水量に伴う増径工事負担金などがございます。

次に、下の表の支出、第1款資本的支出につきましては、決算額は21億2,257万7,743円で、執行率は97.5%でございます。資本的支出の主なものといたしましては、第1項建設改良費では寺尾地区簡易水道事業費、上水道整備事業費、老朽管更新事業費などの工事請負費及び第2項の企業債償還金でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は16億5,076万4,603円でございます。表の下に記載のとおり補填いたしました。

続きまして、5ページをお開きください。損益計算書でございますが、これは1年間の経営成績を明らかにするために税抜きにより全ての収益と費用を記載したものでございます。下から4行目、収益から費用を差し引きました当年度純利益につきましては5億6,224万2,713円でございます。黒字決算となっております。この当年度純利益に下から2行目のその他未処分利益剰余金変動額8億4,000万円を含めました一番下の行の当年度未処分利益剰余金は14億224万2,713円となりました。

続きまして、7ページ、8ページをお開きください。貸借対照表でございます。これは財務状況を明らかにするもので、全ての資産、負債及び資本を総括的に示したものでございます。まず、7ページ、資産の部でございますが、1の固定資産の合計229億7,760万5,561円と2の流動資産の合計47億3,014万8,841円を合わせました一番下の行の資産の合計は277億775万4,402円でございます。

次に、8ページ、負債の部でございますが、3の固定負債から5の繰延収益までを合わせました

負債合計は145億9,083万3,446円でございます。

次に、資本の部でございますが、6の資本金と7の剰余金を合わせました資本合計は131億1,692万956円でございます。

この負債合計と資本合計を合わせました一番下の行の負債資本合計につきましては、先ほどの資産合計と同額の277億775万4,402円でございます。

次に、9ページをお開きください。上の表、剰余金計算書でございますが、こちらはただいまご説明をいたしました貸借対照表の資本の部の平成28年度中の増減変動を記載したものでございます。

次に、下の表の剰余金処分計算書（案）につきましては、未処分利益剰余金の処分について議会の議決をいただいで行うものでございまして、後日議案書にてご説明をさせていただきますので、ここでは説明を省略させていただきます。

続きまして、財務諸表附属書類についてご説明をいたしますので、恐れ入りますが28ページをお開きください。キャッシュ・フロー計算書でございます。これは1年間の資金の増減を示したものでございます。1の業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、合計額が14億2,518万3,713円のプラスとなっております、事業活動が順調に行われたことを示しております。

2の投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、浄水場の建設や水道管の布設など必要な投資を行ったことによりまして、合計額が3億7,707万8,265円のマイナスとなっております。

次に、3の財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、起債などによる資金調達を抑え、企業債の償還に努めましたことから、5億9,339万8,362円のマイナスとなっております。

これらによりまして、一番下の行の当年度資金期末残高は45億1,655万3,063円となりまして、資金期首残高と比較いたしますと4億5,470万7,086円増加しております。この増加につきましては、年度末に完了した工事などの支払いが年度末に行われず、平成29年度当初となったため、昨年度に比べ未払金が約6億円増加したことによるものでございます。

続きまして、30ページから35ページの収益費用明細書につきましては、さきに5ページでご説明をいたしました損益計算書の内訳の説明書として、収益と費用に区分した明細書でございます。

続きまして、36、37ページをお開き願います。固定資産明細書でございますが、こちらはさきに7ページでご説明をいたしました貸借対照表に記載をされた固定資産に関する内訳の説明書でございます、資産の種類ごとに年度内の増減を記載したものでございます。

続きまして、次の38ページから53ページにかけましては、企業債の借り入れ状況を明細書として記載したものでございます。

恐れ入りますが、最後の52、53ページをお開きください。企業債につきましては、当年度新たに1億円を借り入れいたしまして、一番下の行になります、平成28年度末の未償還起債残高86億8,262万2,121円でございます。この未償還起債残高を前年度と比較いたしますと5億9,339万

8,362円、率にして6.4%の減少となっております。

以上で栃木市水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

なお、繰り返しますが、本件につきましては9月20日開催の常任委員会において審査願うこととなりますので、本日は聞きおく程度といたします。

---

◎閉会の宣告

○委員長（大谷好一君） 以上で建設常任委員会を終了いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

（午後 3時02分）